

与那国町職員の懲戒処分を行いましたので、与那国町職員の懲戒処分の指針（平成22年12月24日町長決裁）第3により公表します。

この度、町職員による公用車両の物損事故が発生し、令和5年11月20日付をもって1名の町職員を停職処分としました。また、公用車の鍵の管理が適正に行われていなかったことについて担当職員1名を厳重注意するとともに、指導監督不適正で課長職1名を訓告、課長補佐職1名を厳重注意としました。（別紙資料）

全体の奉仕者として法を守るべき職員が、このような不祥事を起こし、町民の皆様の信頼を大きく裏切る事態となり重く受け止めております。

このような事態が再び発生しないよう、再発防止策を講じ、管理体制を強化するとともに、職員の服務規律の確保と意識改革の徹底に万全を期す所存でございます。

皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くすことを申し上げ、深くお詫び致します。

令和5年11月27日

与那国町長 糸数 健一



(別紙資料)

	職 種	事件概要	処分の 内容	処分年月日
1	主事	<p>・令和5年9月30日明け方、公用車（水道専用車両）を無断で使用し物損事故を起こしたが、事故報告をせず、車載のドライブレコーダーを窃取した。事故の内容について、事故当時、飲酒運転をしていたと本人が証言しているが、警察でのアルコール検知を実施した結果、数値はゼロであった。そのため、飲酒運転については審査の事由に含んでいない。なお、本件は職員が勤務時間外に起こした事件である。</p> <p>この行為は、町の信用を著しく失墜させ町民の期待を大きく裏切った、公務員としてあるまじき非違行為である。</p>	停職 (6カ月)	令和5年11月20日
2	課長	<p>・与那国町行政組織規則第9条により部下を指揮監督する立場にありながらこれを怠り、公共の利益のために全力を挙げて職務遂行する義務を怠った。</p>	訓告	令和5年11月20日
3	課長補佐	<p>・与那国町行政組織規則第9条により部下を指揮監督する立場にありながらこれを怠り、公共の利益のために全力を挙げて職務遂行する義務を怠った。</p>	厳重注意	令和5年11月20日
4	主事	<p>・令和5年9月30日に発生した公用車（水道専用車両）の物損事故の経緯を調査する過程で、同車両の鍵の管理について管理が不十分であったことが発覚した。本来、車両の使用後は車両を所定の位置等に駐車後、全窓を施錠し、鍵は庁舎内所管課で保管すべきところを、一連の作業を怠り、車両の使用後に施錠をせず、鍵を車内に残していた。</p>	厳重注意	令和5年11月20日